

令和7年度

鳥取県循環経済モデル構築支援補助金

募集のご案内



募集期間 令和7年5月12日(月)から令和7年7月4日(金)まで

令和7年5月 鳥取県商工労働部商工政策課

【問い合わせ先】

〒680-8570 鳥取市東町一丁目 220

電話 0857-26-7538 FAX 0857-26-8117

メール shoukou-seisaku@pref.tottori.lg.jp

1 目的

本補助金は、良好な環境の維持と持続的な経済成長の両立する経済社会を実現していくため、事業者コンソーシアムが行う、様々な素材の水平リサイクルをはじめとした資源の循環による、新たな循環経済の仕組みづくりを支援することを目的として交付するものです。

2 補助対象者

本補助金は、複数の県内外の営利事業者やその他の団体※を含む**事業者コンソーシアム（共同事業体）の取組を対象**としており、事業を代表する者（以下「代表事業者」という。）のみが補助金の申請者となります。なお、**代表事業者は、県内事業者であることが必要**です。

なお、事業者コンソーシアムについては、以下の（１）、（２）の要件をいずれも満たす必要があります。

- （１）**資源の排出、回収、研究開発、加工、流通など、経済循環に係る一連のプロセスを担う者により構成された事業者コンソーシアムであること。**
- （２）**事業者コンソーシアムの構成員全てが、以下のアからエのいずれにも該当しないこと。**

ア 補助事業提案書等及び交付申請書等の提出を行った日から起算して過去２年間の事業活動に関し、故意又は重大な過失による法令違反をしていると認められる者（法人にあっては、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）第 8 条第 8 項の規定による関係会社及びこれらの法人の代表権を有する役員を、組合等にあってはそれを構成する事業者の役員を含む。）

イ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第 2 条に定める風俗営業、性風俗関連特殊営業又は接客業務受託営業を営む者

ウ 鳥取県暴力団排除条例（平成 23 年鳥取県条例第 3 号）に規定する暴力団、暴力団員等

エ その他、本補助金の趣旨に照らして適当でないと判断される者

※「複数の県内外の営利事業者やその他の団体」について、構成員間の関係が、会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 の 2 号の規定による子会社等若しくは同法第 2 条第 4 の 2 号の規定による親会社等の関係にある場合又は会社法上の会社でない団体についてこれと同等の関係にあると認められる場合、これらの関係にある構成員は同一の者とみなします。

3 補助事業概要

補 助 率	2 / 3
補 助 金 上 限 額	3 0 0 万円
補 助 対 象 期 間	交付決定の日から令和 8 年 2 月 2 8 日（土）まで

4 補助対象経費

補助対象経費は、廃棄物等を資源として、回収・循環させる仕組みづくりに要する経費で、以下の表に掲げる経費です。

費目	内容
マーケティング戦略費	市場調査、マーケティング戦略構築等に要する経費
試作・実証費	商品・サービスの試作や実証に要する経費（機械器具費、原材料費、外注費、産業財産権導入費、賃借料、専門家謝金・旅費、運搬費 等）
プロモーション費	デザイン、広告宣伝、展示会出展等に要する経費
コンソーシアム運営費	事業者コンソーシアムの運営に要する経費（会議費、旅費・交通費 等） ※当該費目に補助金を充当できる額の上限は、補助金額全体（交付決定額）の 5 % とする。
その他の経費	上記の費目以外に補助事業の遂行に必要と認められる経費

※いずれの費目についても、事業者コンソーシアムの構成員の人件費（従業員、アルバイト等に係る給与、賃金相当額）は対象外です。

5 募集概要

募集期間	令和7年5月12日（月）から令和7年7月4日（金）まで
必要書類	ア 様式第1号：補助事業提案書 イ 様式第2号：補助事業計画書 ウ 様式第3号：補助事業収支予算書（補助対象経費の積算根拠が分かる見積書の写し（1件あたり20万円以上の経費については、原則として複数者から取得してください。）や、製品カタログの写し等等を含む。） エ その他添付書類 ・事業者コンソーシアム構成員の事業者の概要が分かる資料 ・補助事業で取り組もうとする事業について、各構成員が参画した経緯及び当該事業で担う役割をまとめた資料 ・鳥取県の課税対象者となる場合、鳥取県が課税する全ての県税（個人県民税及び地方消費税を除く。）に未納がないことが確認できる書類（納税証明書等） ・パートナーシップ構築宣言を行っている企業は、その宣言文（コンソーシアムの代表企業だけでなく、構成員が同宣言を行っている場合を含む。）
提出先	鳥取県商工労働部商工政策課（提出方法：郵送、持参、メールのいずれか）
必要部数	1部

- ・必要に応じて別途追加資料の提出をお願いする場合があります。
- ・応募に係る一切の費用は、申請者自身の負担となります。
- ・採択数が予算枠に満たない場合、再募集を行う場合があります。

6 補助事業に関する注意事項

- 本補助金は、資源循環の仕組みづくりを支援するものであり、通常の営業活動・生産活動に係る経費は補助対象外です。
- 補助金は原則として精算払（後払い）です。それまでの間の資金繰りのめどをつけておく必要があります。
- 補助金は、契約から支出までを厳密に管理することが求められます。原材料、消耗品等の一つ一つから、大きな機械装置に至るまで、経費を適切に管理し、証拠書類を保存することが必要です。なお、これらの証拠書類は、事業完了年度の翌年度から起算して5年間保存する必要があります。
- 本補助金は、複数の企業・団体の事業者コンソーシアムの取組を支援するものであり、全ての構成員が適切に経費の管理をすることが求められます。
- 交付決定前に発注・支払等した経費は補助対象外です。
- 補助対象期間を過ぎて支出した費用は、原則として補助対象になりませんので、支出時期については、特にご注意ください。
- 消費税や振込手数料、代引手数料は、補助対象経費にはなりません。また、振込手数料が相手方負担の場合、値引きに当たるため、同様に対象外です。
- 競争原理に基づいた経済的かつ合理的な金額となるよう、1件あたり20万円以上の補助対象経費は、原則として複数者から見積書を取得してください。なお、複数の見積書の取得が困難な場合は、その理由を県へ別途提出してください。
- 鳥取県産業振興条例の趣旨を踏まえ、補助対象経費は、できるだけ県内事業者への発注に努めてください。特に、委託及び工事（以下「委託等」という。）に係る経費は、原則として県内事業者へ発

注するもののみが補助対象経費として認められます。やむを得ず県外事業者へ委託等する必要がある場合は、事前に県に協議し承認を得る必要があります。県の承認を得ないで県外事業者へ委託等した場合は、補助対象経費として認められません。

○本補助金とは別に同種の補助金等を受けている又は受ける予定となっている事業については、補助対象としません。

7 事業評価について

- ・申請提案書の評価を行い、一定水準を満たす取組を採択します。
- ・事業評価は、原則として、プレゼンテーション方式（オンラインによる場合を含む。）により、応募者に事業計画の説明を行っていただきます。

【評価のポイント】

評価項目	主な視点
社会的意義	・構築しようとする資源循環の仕組みの社会に与えるインパクトやその価値
妥当性	・事業者コンソーシアムの経営資源との関係性 ・資源循環の仕組みの妥当性 ・取組の内容と関係法令との関係性
事業遂行可能性	・スケジュールの実現可能性 ・事業者コンソーシアムの連携体制や役割分担の状況 ・各構成員の実施体制
持続可能性	・構築しようとする仕組みの市場規模や採算性 ・補助事業後における事業継続の可能性
波及性	・他者を巻き込んだ普及拡大の構想

本補助金では、企業の持続可能性の観点から、パートナーシップ構築宣言を行う企業に対して、審査において加点措置があります。同宣言の詳細は以下の HP をご確認ください。

<https://www.biz-partnership.jp/>

【事業評価のスケジュール】

事業評価 8月上旬（予定）
採択・交付決定 8月中旬（予定）

8 補助事業の流れ

項目	主体	時期	内容
① 補助事業提案書の提出	事業者	募集期間内	補助事業提案書、補助事業計画書、補助事業収支予算書等を提出してください。
② 形式確認	県	①の提出後速やかに	形式的に必要な要件を満たした申請かを確認し、満たしているもののみを受理します。
③ 内容確認	県	②ののち、1週間程度	事業評価を行うにあたり、申請内容を確認し、必要な情報などを追加で提案事業者に求めることがあります。
④ 事業評価	県	受付後調整	プレゼンテーション方式による事業評価を実施します。
⑤ 採否の決定	県	④ののち、速やかに	④の評価結果を踏まえ、採択の可否を決定し、事業者へ通知します。
⑥ 交付申請書の提出	事業者	⑤ののち、速やかに	採択を受けた事業者は、補助金の交付申請書を県に提出します。
⑦ 交付決定	県	⑥ののち、速やかに	事業者に対して、補助事業を交付決定し、通知します。

⑧事業着手	事業者	交付決定日以降	<u>交付決定日以前に発注・契約・支払した経費は補助対象となりませんので、ご注意ください。</u>
⑨事業実施	事業者	－	<u>補助対象期間を過ぎて支出した費用は、原則として補助対象になりませんので、ご注意ください。</u>
⑩実績報告書の提出	事業者	補助事業終了時	補助事業の実績・結果を、 <u>令和8年3月10日（火）までに</u> 県に報告してください。
⑪現地調査等	県	R8.3月中旬	実績報告書に基づき、事業の実施状況や経費の証拠書類等を書面や現地調査により確認します。
⑫額の確定	県	⑪ののち、速やかに	補助金額の確定を行い、補助金の支払額を事業者に通知します。
⑬補助金の支払	県	R8.3月下旬～4月上旬	補助金の精算払を行います。

9 よくある質問への回答

1. 「経済循環に係る一連のプロセスを担う者により構成された事業者コンソーシアム」とは

⇒例示している、資源の排出、回収、研究開発、加工、流通などのプロセスを想定しています。必ずしも全てを網羅する必要はありませんが、「リサイクル技術の開発のみ」といった、個別のプロセスに限定されるものは、申請対象になりません。

2. 「複数の県内外の営利事業者やその他の団体を含む事業者コンソーシアム（共同事業体）」とは

⇒1.に掲げたように、様々なプロセスにまたがる課題に対処していくには、多様なプレイヤーがそれぞれの強みを発揮していくことが重要であるため、少なくとも2者以上の事業者の連携を求めています。

※親子関係にある会社双方を構成員とすることは妨げませんが、それらのみを構成員とした事業者コンソーシアムは、補助対象外です。資源循環の対象とするプロセスの範囲を広げるなどして、多様な事業者を巻き込んだ事業者コンソーシアムとしてください。

3. 補助金の申請は代表事業者が行うとあるが、補助金の受取はどのようになるか

⇒補助金の支払は、代表事業者に対して行います。費用負担を行った構成員に対する補助金の精算等については、代表事業者が責任をもって対応してください。

4. 補助事業提案書提出時に添付する見積書は1者分だけでよい

⇒1件あたり20万円以上の補助対象経費は、複数者から見積書を取得して、その写しを添付してください。競争原理に基づいた経済的で合理的な金額であることを確認します。なお、複数の見積書の取得が困難な場合は、その理由を県へ別途提出してください。その理由が合理的なものと認められる場合に限り、補助対象と認める場合があります。

5. 構成員の間で発生する受発注を補助対象とすることは可能か

⇒構成員間での取引ということのみをもって補助対象外にすることはありますが、本補助金では、従業員の人件費は対象外としており、注意が必要です。取引内容に応じて、個別に可否を判断します。

※例えば、構成員間で役務を伴う受発注をする場合、当該役務に要する人件費相当額は、補助対象になりません。（関連する物品や原材料の費用等を個別に精査します。）

6. 県内発注の努力義務があるが、県外の構成員への発注は認められるか

⇒委託や工事等に係る経費については、事業者コンソーシアムの構成員であることのみをもって、県外発注の理由とすることはできません。当該事業者への発注が、鳥取県産業振興条例の趣旨を踏まえた上で、やむを得ないものと認められる理由が必要です。

7. 補助金交付申請書に記載のない県外事業者へ委託等してしまったが、どうなるか

⇒県の承認を得ないで県外事業者へ委託等した場合は、補助対象経費として認められないため、必ず事前に県に協議してください。

8. 補助金交付決定後、当初申請内容にない県外事業者に委託等する必要がある場合、どうしたらよいか

⇒事前に県へ協議を行い、承認を得る必要があります。交付申請書の添付資料である県外発注理由書に、県外発注理由等を記載の上、提出してください。内容によっては、認められない場合もあるため、注意してください。

9. 補助事業期間終了後に使用する物品等の費用を補助事業期間内に支払った場合、対象となるか

⇒本補助金では、補助事業を通じて資源循環の仕組みづくりを行うことを目的としているため、補助事業期間中に利活用されたものでなければ、原則として対象となりません。

10. 経費の支払は現金払でもよいか

⇒支出状況確認のため、原則として資金の流れが明確な銀行振込としてください。どうしても現金払せざるを得ないときは、事前に県に相談してください。

カード決済を行う場合は、やむを得ないと認められる場合を除き、補助事業終了日までに決済されることが必要です。

なお、相殺決済の場合は補助対象外となりますので、ご注意ください。

11. 補助金はいつ受け取れるか

⇒原則として、補助事業完了後となります。実績報告書の提出後、県が必要に応じ現地調査を行い、補助金額を確定し、実績に基づき精算払することとなります。

12. 補助事業で購入した機器を収益事業に用いてもよいか

⇒本補助金は、資源循環の仕組みづくりを目的としており、試作・実証のためであれば、必要な機械器具を補助対象とすることが可能ですが、収益事業用途で導入することは想定していません。

13. 交付申請書の内容（経費内容や金額等）は途中で変更可能か

⇒必要な手続きを行った上で、変更することは可能です。具体的には、変更承認申請書を提出し、承認を得る必要があります。「重要な変更」に該当する場合は、必ず変更申請が必要です。まずは、県に相談してください。

《「重要な変更」とは》

- ・補助金額の増額を伴う変更の場合
- ・変更により、事業目的の達成への支障や事業効率の低下をもたらす恐れのある場合

※上記以外にも変更手続きが必要な場合があるため、必ず事前に県に相談してください。

14. 補助事業を中止する場合は、何か届けが必要か

⇒補助事業を中止・廃止する場合は、事前に中止・廃止の承認申請書を県へ提出し、承認を得る必要があります。